

西武信用金庫セゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が西武信用金庫(以下「当庫」という)と提携して、キャッシュカード機能部分は当庫、クレジットカード機能部分は当社が発行するカードを西武信用金庫セゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)当庫にご本人の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)を有するお客様で、本特約、セゾンカード規約、西武キャッシュカード規定、西武デビットカード取引規定を承認のうえ当庫及び当社(以下「両者」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両者が本カードの利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

(2)(1)の申込みにおいて、両者より会員と認められなかった場合には、本カードは発行いたしません。西武信用金庫キャッシュカードの利用を希望される場合は、当庫へ西武信用金庫キャッシュカード発行手続きの申請を行ってください。なお、既に西武信用金庫キャッシュカードをお持ちの方が、本カードの利用の申込みを行い、両者より会員と認められなかった場合には、引き続きこれまでお持ちの西武信用金庫キャッシュカードを使用していただきます。

第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、当庫の認定を受け、当庫が提供する、西武キャッシュカード規定、西武デビットカード取引規定に基づく西武信用金庫キャッシュカード機能を付与します。

(2)会員には、西武信用金庫キャッシュカード機能部分については、優先的に本特約及び西武信用金庫キャッシュカード規定が適用されることをご承諾いただきます。

第4条(カードの貸与)

本カードの汚損、破損、名義変更等による再発行の必要から本カードを当庫に提出する場合をセゾンカード規約第2条(カードの貸与)(1)(2)の例外といいます。

第5条(更新時の特例)

(1)セゾンカード規約第3条(有効期限)(2)により引き続き新たな有効期限の本カードが送付された場合、これまでお持ちの本カードの西武信用金庫キャッシュカード機能については、当庫の定める一定期間経過後、又は新たに送付された本カードの西武信用金庫キャッシュカード機能の第1回使用時より使用できなくなるものとします。

(2)当社が新たな有効期限のカードの送付を認めなかった場合には、会員が当庫へ西武信用金庫キャッシュカード発行手続きの申請を行うものとします。

第6条(支払口座の特例)

セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」は西武信用金庫普通預金(総合口座取引の普通預金を含む)に限るものとします。

第7条(届出事項変更の届け先)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、西武キャッシュカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両者に行うものとします。

(2)(1)の届出をしていただけなかった結果、両者が会員にお届けする通知書、請求書等が延着または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。なお、本カードの発送において、本カードが到着しなかったときには、両者の定める期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること、及び本カードの機能の提供を受けるために、両者の定める手続が必要なことを、会員にはご承認いただきます。

(3)本カードの再発行は、セゾンカード規約第17条(カードの再発行)にかかる
わらず、当庫に再発行手続きの申請を行うものとします。

第8条(会員資格喪失時の特例)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に基づき会員資格を取り消された場合、会員が当庫へ本カードの解約手続き、及び、西武信用金庫キャッシュカード発行手続きの申請を行った後に、当庫は西武信用金庫キャッシュカードを発行します。この場合、会員には当庫の定める手続き完了までは西武信用金庫キャッシュカードの使用ができなくなることをご承諾いただきます。

第9条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約、本特約、西武キャッシュカード規定、西武デビットカード取引規定が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第10条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。